

国民保護の推進に関する要望

平成19年2月23日
全 国 知 事 会

国民保護の推進に関する要望

序

国民保護法の施行に伴い、各都道府県では、平成17年度に国民保護計画を作成し、現在その運用のために必要となる情報伝達マニュアルや救援マニュアル等の検討・作成を行うとともに、関係機関と連携した訓練等を実施しているところである。

また、生活関連等施設の把握及び連絡体制の整備に努め、避難施設の指定や見直し等を併せて実施しているところである。

しかし、国民保護に関する業務については、法定受託事務であることから、国は、運用基準等を設けるなどの確に業務が行われるよう努めるべきである。

本会では、災害対策特別委員会の下に、専門部会を設け、国民保護に関する課題について検討を行った結果、国民保護の推進に関する5項目の要請を行うことを決定した。

国においては、以上の趣旨を十分踏まえ、これらを早急に実現するよう要請する。

【要望事項】

- 1 複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態を想定した、国の指示事項や役割等が明示された対処マニュアル等の策定
- 2 国からの救援の指示等に関する情報伝達経路の明確化
- 3 安否情報の対外的公表にかかる国の考え方等の明確化
- 4 生活関連等施設にかかる政令の基準の見直し等
- 5 危機管理に関する国からの情報伝達の仕組みの改善

- 1 複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態を想定した、国の指示事項や役割等が明示された対処マニュアル等の策定

【具体的な要望事項】

都道府県の区域を越えて避難が必要となる事態など複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態については、国の避難措置の指示等の具体的な内容やそれに伴う要避難地域を管轄する都道府県知事と避難先地域を管轄する都道府県知事との避難における役割分担、また、要避難地域の市町村が行う避難住民の誘導の範囲などが明確になっていない。

このため、国において、このような事態を想定した上で、避難、救援におけるシミュレーションを実施し、対処マニュアルを策定するなどして、国の指示事項の内容及び国、都道府県、市町村が行うべき役割等を明示すること。

2 国からの救援の指示等に関する情報伝達経路の明確化

【具体的な要望事項】

国民保護法や消防庁の国民保護計画では救援の指示については、警報や避難措置の指示の通知と異なり、経由する国の機関が示されていない。

また、区市町村への対策本部設置の指定については、国民保護法に都道府県知事を経由して通知する旨の規定がないことなどから、国において救援の指示等に関する情報伝達経路を明確にすること。

3 安否情報の対外的公表にかかる国の考え方等の明確化

【具体的な要望事項】

「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会」報告書によれば、安否情報の対外的公表については、地方公共団体の他、国も公表主体となり得るとされ、その判断基準は、基本的には各公表主体の判断とされている。

武力攻撃事態や大規模災害時における安否情報の公表については、各公表主体で統一的な運用が図られることが望ましいことから、国における安否情報の対外的公表についての考え方や判断基準等を明確にすること。

4 生活関連等施設にかかる政令の基準の見直し等

【具体的な要望事項】

- (1) 生活関連等施設は、施設の性質、規模等が様々であり、また、その施設も多いことから、武力攻撃事態等において、それら全ての施設の安全を確保することは困難であり、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要となる重要施設に限定するなど、政令の基準を見直すこと。
- (2) 生活関連等施設の連絡先情報のうち、秘匿しなければならない施設の種類、情報について、省庁間で統一的な考え方による基準を作成すること。
- (3) 都道府県境界付近に所在する生活関連等施設のうち周辺地域に危険を及ぼす可能性のあるものについては、当該境界に接する都道府県間で情報を共有しておく必要があると思われるため、当該施設のデータを隣接する都道府県にも提供すること。
- (4) 現在国から提供されている生活関連等施設のデータは、施設の種類によって記載項目が異なり、統一的なデータ管理ができないことから、国においてデータの項目整理、様式の統一を行うこと。
また、データ項目として、大量かつ即時に連絡を行うことができるよう、緊急時の連絡先やメールアドレス、FAX番号を追加すること。
- (5) 生活関連等施設の安全確保は、都道府県知事の業務とされていることから、各都道府県は当該施設の把握を行う必要があるが、国が許認可を行う施設が多数含まれていることから、今後の追加・変更等について、統一的な基準を示すとともに、国が許認可を行う生活関連等施設については、定期的に都道府県に情報提供するよう定めること。
また、追加・変更作業や必要なデータの検索が容易に行えるよう避難施設と同様にデータベース化を図ること。

5 危機管理に関する国からの情報伝達の仕組みの改善

【具体的な要望事項】

平成18年7月5日の北朝鮮によるミサイル発射について、国からの情報提供がマスコミ情報より大幅に遅れ、都道府県において混乱をきたすこととなったことから、都道府県において危機管理の初動対応が直ちに取れるよう、国は情報提供窓口の一元化の徹底を図るとともに、不確定な情報であっても危機管理上、重大であるものは、不確定であることを明確にした上、情報提供を行うなど迅速な情報提供が実施されるよう情報伝達の仕組みの改善を図ること。